

千葉県産農産物の加工・販売業の風評被害について、収穫時期を原発事故の前後で区別することなく、同事故前に収穫された農産物の加工・販売についても、逸失利益等が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人 株式会社Xと被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、福島原子力発電所事故による下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	①営業損害	16,222,391円
	②検査費用	75,600円
	③追加的費用	13,125円
期 間	①及び②	平成23年3月11日から平成24年2月29日まで
	③	平成23年3月11日から平成24年4月13日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金1631万1116円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

第1項に掲げる損害項目(ただし、同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。)について、本和解契約書に定めるもののほか、申立人と被申立人の間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成25年1月7日

(仲介委員 桑村竹則)